公金詐取に係る 再発防止等検証結果報告書

令和5年4月28日 尾 張 旭 市

目 次

1	はじめに		1
2	公金詐取の概要		2
3	調査等の実施		2
4	事案発覚以降の紹	圣緯 ····································	3
5	不正の手口		7
6	発生の原因		11
7	再発防止策		13
8	関係者の処分等		15
9	市長等の自主的な	·給料減額 ······	16
10	損害賠償について		16
【資	子料 】		
1	例月出納検査資料	等における帳簿操作額(現金不足額)及び	
	不正送金額等		17
П	不正の概略図		19
Ш	尾張旭市職員の公	金詐取に係る再発防止等検証会議及び	
	調査検証チーム名	簿 等	21

1 はじめに

令和5年1月20日、本市職員による公金詐取という重大な不祥事が発覚し、同年2月1日に記者発表を行いました。

その後、全容解明と再発防止策を早期に講じるため、市長直轄のタスクフォースとして、同年2月10日付けで部署横断的なメンバーによる「調査検証チーム」を庁内に立ち上げました。また、併せて有識者から意見を伺う「尾張旭市職員の公金詐取に係る再発防止等検証会議」についても同日付けで設置いたしました。

調査検証チームでは、事案の全体像を把握し原因を究明するとともに、再発防止策の検討を進めました。

また、原因究明や再発防止策の検討に当たっては、尾張旭市職員の公金詐取に係る再発防止等検証会議を開催し、顧問弁護士及び公認会計士の助言をいただき、市役所内の検討にとどまらず、有識者の視点を取り入れ、本報告書を取りまとめました。

今回の事件は、市政に対する信頼を大きく失墜させるもので、市民の皆様、関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

改めて全職員が一丸となり再発防止に向けた取組を実施し、市民の皆様への信頼回復 に努めてまいります。

令和5年4月 尾張旭市長 柴田 浩

2 公金詐取の概要

尾張旭市会計課元主査(以下「元職員」という。)が、令和2年5月から令和5年1月までの間、支出命令書の偽造又は会計課に提出された支出命令書を2回使用するなどして、総額59,147,343円を会計管理者口座(市の口座)から余分に引き出し、元職員の個人口座に不正送金しました。

本件における会計管理者口座の不足額は、公金を詐取された金額の総額59,147,343円のうち、元職員から返還された1,628,861円を差し引いた57,518,482円です。(現時点)

3 調査等の実施

調査検証チームにおいて、以下のとおり調査等を実施しました。

(1)事案の経緯の確認

事案の経緯について、関係各課の記録や関係者への聴取により確認しました。

→「4 事案発覚以降の経緯|

(2) 実態調査

実態調査を以下のとおり実施し、不正の手口を明らかにしました。

→ 「5 不正の手口 |

ア 関係職員への聴取

関係職員に聴取を行い、事実関係の確認を行いました。

イ 会計課データの確認

振込を依頼している銀行から発行された振込受付明細表¹の中から、元職員名 義の口座へ振り込まれた記録を抽出しました。

ウ 財務会計システム等の確認

財務会計システムの操作記録及び例月出納検査資料等を確認し、元職員による 財務会計システムの不正操作の内容と各種検査資料等の改ざん箇所の特定等を行いました。

¹ 会計課から銀行へ依頼した公金の振込結果を記載したもの

4 事案発覚以降の経緯

○=起こったこと ●=市の動き、元職員とのやり取り

月日	概要
令和5年	○広報広聴課の取引業者より業務委託料の振込がまだないと連
1月20日(金)	絡が入った。
	●会計課が調査したところ、財務会計システム上、当該振込に
	ついては、1月10日に支払済となっていたが、支払済の証拠
	書類(支出命令書等)が通常保管してある場所に保管されて
	いなかった。課内を探したところ、元職員の机の中に当該書
	類が保管されており、他の1事業者分の書類も保管されてい
	た。なお、これら2事業者とも、1月10日支払分の口座振込
	明細(財務会計システムから支払いのために作成するデー
	タ)には記載があった。
	●実際に振込がされているかを1月10日支払分の振込受付明細
	表にて確認したところ、2事業者とも記載がなかった。しか
	し、振込の合計件数と金額は一致しており、全17ページのう
	ち6ページ目が抜き取られていた。
	○この時点では、2事業者分計1,048,861円が支払われていない
	状態であった。
	●支払いを依頼している銀行に1月10日支払分の振込受付明細
	表の再発行を依頼。23日月曜日に再発行されることが確認さ
	れた。
	●会計管理者から休暇取得中の元職員に対し、当該振込に関し
	て、事務手順誤り等の心当たりがないか、振込受付明細表の6
	ページ目がないことについて、何か覚えがないかを確認した
	が、「特に覚えはない」との回答だった。週末は銀行も閉じて
()	おり、これ以上の新たな事実の発見はなかった。
1月23日(月)	○再発行された振込受付明細表により、2事業者分とも元職員
	名義の口座へ振り込まれていることが判明した。
	●元職員に確認したところ「振込データを自分の口座に変更し
	た記憶がある。その理由は、振込データを法人から個人に変し
	更するとエラーになるのか検証したかったため。しかし、デ
	ータを戻し忘れた状態で銀行に送ってしまった。これまでに
	同様のことはやっていない。振込受付明細表の6ページ目は知
	らない。」と答えた。

	<u></u>
	●会計管理者から、1,048,861 円を市に返還するよう元職員へ指
	示した。
	●会計管理者は、危機事象として危機管理課及び人事課に報告
	した。また、令和2年9月にも、元職員の個人口座へ公金 25
	万円が振り込まれた事例があった(会計課内で処理)ことも
	報告した。
1月24日(火)	●元職員から 1,048,861 円が市に返還された。
	●人事課が元職員への聴取を行った。
	誤振込の理由は、23 日と同様の回答であり、「自分の口座に市
	から振り込みがあったことは会計管理者から話を聞くまで気
	付いておらず、振り込まれた金は使っていない。」と答えた。
	●元職員に、上記聴取内容の裏付けとして、公金が振り込まれ
	た自分の口座の入出金履歴を見せるよう求めた。
1月25日(水)	●支払いがされていなかった2事業者への支払いを完了した。
	●今回以外に振込先が元職員の個人口座になっているものがな
	いか確認を開始した。しかし、過去の振込受付明細表に抜け
	ているページが多数あることが判明したため、支払いを依頼
	している銀行に振込受付明細表の再発行を依頼した。
	●元職員の個人口座は紙媒体の通帳がなかったため、元職員
	は、入出金履歴(PDF ファイル)をスマートフォン上で表示
	し、人事課職員に見せた。入出金履歴は、元職員からの聴取
	内容どおりであったが、その PDF ファイルについては、人事
	課に送付するよう指示した。
1月26日(木)	●元職員から入出金履歴(PDF ファイル)が人事課に送付され
	た。
	→入出金履歴に偽造等がないか調査を進めた。
1月27日(金)	○元職員が執務開始時間になっても出勤せず、連絡がつかなく
	なった。守山警察署に行方不明者届出を行った。
	●守山警察署に事案の概要を説明した。
	●元職員から提出された入出金履歴(PDF ファイル)につい
	て、偽造されていることが判明した。
	●再発行された令和4年度の振込受付明細表を確認したとこ
	ろ、元職員の個人口座への振込が 52 件 20,996,024 円あること
	を確認した。
	→未払いがないか、事業者に対して全件確認を開始した。(~
	2月1日)
	●守山警察署に事件の相談

1月29日(日)	●守山警察署に事件の相談
	●顧問弁護士への相談
1月31日(火)	●守山警察署に事件の相談
	●顧問弁護士への相談
2月1日(水)	○元職員が帰宅
	●事業者への聞き取りにより、令和4年度の 52 件について事業
	者への支払いが全件なされていることを確認した。
	→「尾張旭市」名義で事業者に支払いがされていることは確
	認が取れたが、実際に事業者にどのように支払われたのか
	は、この時点では確認が取れなかった。
	●公金詐取について、記者会見の実施(16:00~)
	○元職員が公電磁的記録不正作出・同供用の疑いで逮捕 (4.17.5 欠 1.日 () - 0.45.1.040 (<1.日)
	(令和5年1月分 2件1,048,661円) ●第1日聯目八四帶式家本会の開始
2月2日(水)	●第1回職員分限懲戒審査会の開催
2月7日(火)	●元職員に接見し、聴取を行った。
	・逮捕された2件以外について、明確な発言はなかった。
	・懲戒審査に当たり、陳述書の提出を求めた。
2月10日(金)	●公金詐取に係る再発防止等検証会議と調査検証チームを設置
	した。
	→チームでの調査を開始(以降随時)
2月14日(火)	●調査検証チーム(第1回)
2月16日(木)	●令和 4 年 4 月から令和 4 年 1 2 月までの 52 件 20,996,024 円の
	振込データの改ざんについて、守山警察署に告発状を提出
	○元職員から陳述書の提出
	・逮捕された2件についてデータを改ざんしたこと、過去にも
	同様の例があることが記載されていたが、具体な金額等につ
	いては記載がなかった。
	・動機は「赤字だった家計を投資により補う」との記載があっ
0日17日(人)	た。返金等についての記載はなかった。
2月17日(金)	●調査検証チームの調査の結果、令和2年6月から令和4年12
	月までの間、不正な帳票操作により総額 58,817,343 円が元職 員の個人口座に不正送金され、市に返還された 1,298,861 円を
	除く 57,518,482 円が、会計管理者口座の不足額であることが
	判明した。
2月21日(火)	●調査検証チーム (第2回)
,	○元職員が電子計算機使用詐欺の疑いで再逮捕

	(令和4年4月分から12月分まで 52件20,996,024円)			
	●第2回職員分限懲戒審査会の開催			
	・これまでの調査により確認した内容と元職員からの陳述書等			
	から、懲戒免職処分が妥当と判断した。			
2月22日(水)	●元職員を懲戒免職とすることを決定した。(処分効力発生日は			
	2月24日)			
2月24日(金)	●元職員に接見し、懲戒免職の説明、その他聴取を行った。			
	・元職員は、弁済の意思があることは供述したが、詐取したな			
	金は手元に残っていないと供述した。			
3月1日(水)	●調査検証チーム(第3回)			
3月3日(金)	●令和2年5月の公金詐取330,000円(市に返還済み)が補足さ			
	れ、詐取総額は 59,147,343 円、返還額は 1,628,861 円、会計			
	管理者口座不足額は 57,518,482 円と判明した。(資料 I)			
3月10日(金)	●令和 2 年 5 月から令和 4 年 3 月まで及び令和 5 年 1 月の 108			
	件 38,151,319 円の振込データの改ざんについて、守山警察署			
	に告発状を提出			
	●調査検証チーム(第4回)			
3月13日(月)	○元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐			
	欺の疑いで再逮捕(令和3年4月分から令和4年3月分まで			
	57件 22,571,553円)			
	○元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐			
	欺の罪(2月16日付け告発分)で起訴			
3月23日(木)	●調査検証チーム(第5回)			
3月28日(火)	●第1回検証会議			
3月31日(金)	○元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐			
	欺の罪(3月10日付け告発分)で起訴			
4月11日(火)	●調査検証チーム(第6回)			
4月18日(火)	●第3回職員分限懲戒審査会の開催			
4月19日(水)	●第2回検証会議			
	●調査検証チーム(第7回)			
4月20日(木)	○公判 (1回目)			
	・元職員は、起訴状の内容について、相違ないと答えた。			
	●関係職員の懲戒処分			
	● NANILEMAN - MEMAN - MA			

5 不正の手口

(1) 概要

ア 令和2年5月から令和5年1月までの間、支出命令書の偽造及び会計課に提出された支出命令書を2回使用するなどして総額59,147,343円を会計管理者口座から余分に引き出し、元職員の個人口座に不正送金していました。(詳細は資料 I 参照)

また、当該期間中、財務会計システムを不正に操作して、不正送金により減少した現金残高と帳簿残高を一致させることで、会計課内の日々の残高確認や監査委員による例月出納検査での発覚を免れていました。

- イ 令和2年5月から令和4年8月までの期間は、歳計外現金の残高操作により、 令和4年9月から令和5年1月までの期間は、例月出納検査資料の一般会計歳出 予算支出済額の残高操作により、会計管理者口座の残高不足の隠ぺいを図ってい ました。
- ウ 本件における会計管理者口座の不足額は、公金を詐取された金額の総額 59,147,343円のうち、職員から返還された1,628,861円を差し引いた57,518,482 円です。(令和5年3月末時点)
- エ 不正送金に使用された支出命令書の債権者に対する支払いについては、全額、 市から支払いが行われており、債権者に対する未払いは生じていません。
- オ 令和2年度及び令和3年度の不正処理が歳計外現金で行われたことから、両年 度の歳入歳出決算への影響はありません。

(2) 不正の手口

今回の不正は、支出命令書を2度使用するなどして元職員の個人口座に送金する 不正送金と、不正送金した結果が発覚しないよう検査資料の改ざん等をする事実隠 ペいに大別することができます。

アー不正送金

- ①会計課内の通常の支払事務の流れ 会計課内の通常の支払事務の流れは、概ね次のとおりです。
 - (ア) 各課から提出された支出命令書の内容を審査担当®が審査します。
 - (イ) 審査担当(A)による審査後、支払担当(B)が支払日ごとに財務会計システム

による支払処理、振込用伝送データの作成、会計管理者口座からの出金額を 確認するための検算用エクセルシートを作成します。

- (ウ) 支払担当®による処理後、検算担当©が財務会計システムから出力した 支払予定データと支出命令書の合計が一致するかどうかを確認し、支出命令 書に支払印を押印します。
- (エ) <u>係長</u> は、検算用エクセルシートの支払額と、財務会計システムから出力した支払予定データの額の一致を確認し、小切手を振り出し、振込が行われます。

②不正送金の方法

今回の不正送金の方法は、令和2年5月から令和2年9月10日支払までの期間と、令和2年9月17日支払以降で異なっており、それぞれの期間における手口は概ね次のとおりです。

- (ア) 令和2年5月から令和2年9月10日支払までの期間 元職員は、架空の支出命令書を偽造し、自身の口座に送金していました。 〔詳細〕
 - a 審査担当A による審査後の正当な支出命令書を引き継いだ、支払担当B の 元職員は、自身が偽造した支出命令書を加え、財務会計システムでの支払処理、振込用伝送データの作成、検算用エクセルシートを作成していました。
 - b 検算担当©に対しては、審査担当Aによる審査後の正当な支出命令書のみを渡し、「不足する支出命令書分は、特別な処理が必要であるため除外して 検算すればよい」旨の指示を出し、検算担当©による検算を回避していました。
 - c 係長®に対しては、元職員が作成した不正送金分を含む検算用エクセルシートの総額と、財務会計システムから出力した支払予定データの一致を確認させ、小切手の振り出しと振込を行わせていました。
 - ※ 元職員は、<u>支払担当</u>Bを担任していました。
- (イ) 令和2年9月17日支払以降の期間

元職員は、各課から提出された支出命令書の一部を標的として、不正処理 を行い自身の口座に送金を行った後、次回の支払日(不正送金の概ね10日 後)に同一の支出命令書を再度使用して、正当な支払処理を行い債権者に支 払いをしていました。

〔詳細〕

- a 各課から提出された正当な支出命令書について、<u>審査担当</u>(による審査が 行われた後、<u>支払担当</u>)が、財務会計システムでの支払処理、振込用伝送 データの作成、検算用エクセルシートを作成していました。
- b 元職員は、正当な情報により作成され、データ送信までの間、会計課共有フォルダに保存されていた振込用伝送データについて、標的とした支出命令書分の振込先を自身の口座に書き換え、支払担当®により送信させることで、不正送金していました。
- c 元職員は、標的とした支出命令書が財務会計システム上で支払済とならないよう、支払処理を取り消した上で、財務会計システムで架空の支出命令書を作成し、検算時に財務会計システムから出力した支払予定データの総額が不足しないよう偽装工作を行っていました。
- d 元職員は、検算担当©による検算で支払印が押印されないよう、検算前に標的とした支出命令書を抜き取り、自身で保管するとともに、検算担当©に対しては、「不足する支出命令書分は、特別な処理が必要であるため除外して検算すればよい」旨の指示を出し、検算担当©による検算と押印を回避していました。
- e 係長®に対しては、検算用エクセルシートの総額と、財務会計システムから出力した支払予定データの一致を確認させ、小切手の振り出しと振込を行わせていました。
- f 元職員は、自身の口座への不正送金後、抜き取り保管していた支出命令書 を、次回支払分の支出命令書に加え、債権者に対する支払処理を行っていました。このことにより、市の口座から債権者に正当な支払が行われており、 未払いは生じていません。
- ※ 元職員は、令和2・4年度は<u>支払担当</u>®を、令和3年度は<u>審査担当</u>®を 主に担任していました。

イ 事実隠ぺい

事実隠ぺいの方法は、令和2年5月から令和4年8月までの期間と、令和4年9 月以降で異なっており、それぞれの期間における手口は概ね次のとおりです。

(ア) 令和2年5月から令和4年8月までの期間

歳計外現金の残高を減少させた資料を作成し、不正送金で減少した会計管理 者口座との整合を図ることにより、不正送金の事実を隠ぺいしていました。 〔詳細〕

- a 財務会計システムに、不正送金分と同額の架空の歳計外支出命令を入力することで、不正送金日の現金出納簿の支出を上乗せし、当日の支払額及び現金残高と一致をさせていました。
- b 架空の歳計外支出命令による発覚を回避するため、不正送金処理後に当該 支出命令を削除するとともに、現金残高との整合を図るため、収入済の歳計 外収入の収入済額を減額相殺する振替処理を行っていました。

(イ) 令和4年9月以降の期間

不正送金分を一般会計の支出額及び支出済額に加算した資料を作成し、不正送金で減少した会計管理者口座との整合を図ることにより、不正送金の事実を 隠ぺいしていました。

〔詳細〕

- a 財務会計システムに、不正送金分と同額の架空の支出命令を入力することで、不正送金日の現金出納簿の支出を上乗せし、当日の支払額及び現金残高と一致をさせていました。
- b 架空の支出命令により支出済額が各課把握数値と相違するため、正当な支出負担行為が行われるタイミングでは、不正送金処理に使用した当該支出命令を一旦取り消すとともに、現金残高との整合を図るため、一時的に一般会計繰越金等の収入済額を減額する処理を行っていました。また、毎月末には、例月出納検査資料との整合を図るため、一旦取り消した不正送金処理に使用した当該支出命令と、一時的に減額していた繰越金等の復元処理を行っていました。
- c 架空の支出命令や繰越金の減額処理については、その痕跡を隠滅するため、 毎回、令和4年6月まで遡り月次処理のやり直しを頻回に行っていました。
- d 令和4年11月には、令和2年6月から令和4年8月までの歳計外現金の 残高操作による不正送金分の全額 46,341,288 円を歳計現金に振り替える処理を行っていました。
- e 令和5年1月に、これまでの不正送金による現金の不足分57,518,482円分の全額を、繰越金にまとめて隠ぺいするため、令和4年6月以降の月次処理のやり直しを行い、繰越金収入済額を改ざんしていました。

(3)他の職員の不正への関与

関係職員への聴取及び不正の手口の調査から、他の職員が不正に関与した事実はないことを確認しました。

6 発生の原因

ア 職員のモラル欠如

直接の原因は、公金を詐取するという決して許されない反社会的行為をしたモラルを欠いた職員が存在したことです。

イ 長期在籍による影響力の増大

元職員が、長期間(平成28年10月~令和5年2月)にわたり会計課に在籍したため、不正に利用した知識を深めたとともに、課内での影響力が強くなっていました。

財務会計システムの運用については、特に影響力が強く、財務会計システム保 守業者に対する特殊な指示等も本人限りで処理がされていました。

ウ 会計課の正規職員の不足

会計課において正規職員に代えて会計年度任用職員が配置されたこと等により、 検算事務等が手薄となっていました。

エ 職員の専門的知識の不足

会計課及び監査委員事務局における検算等の確認業務について、「職員が不正を働く」という視点が欠けていました。

検算等業務の教育や会計に関する専門的知識が不足していたことにより、各手順の目的や必要性を十分に理解できていない面がありました。

オ 不正事案への誤った対応

令和2年9月に元職員の個人口座に公金が送金された事案が会計課内で発覚していましたが、十分な調査をすることなく元職員の事務処理誤りとして、当時の会計管理者限りで対応されており、庁内でこの事案が共有されませんでした。

このことが、不正送金の長期化を招き、額の増加、証拠の隠滅等を招きました。

カ 不正に気付きにくい執務環境

監督者が個室執務であることや、島型の配席等により、日中等にも不正が行い やすい執務環境にありました。

キ 支出命令書類管理の不備

支出命令書類の管理が不十分で、書類が不足するまま支払処理が行われたり、書類の抜き取りや、支払印の押印不備を見過ごすことが頻回に行われていました。

ク 歳計外現金管理の不備

歳計外現金は、収入日から支払日までの預り金であることから、収入と支払い を適切に行うことに事務の主眼が置かれ、各科目の残高確認についての統一的な ルール等が定められておらず、不正な残高操作に気付くことができませんでした。

ケ 現金出納簿確認の不備

現金出納簿は、日々の現金残高の確認に主眼が置かれており、収入支出及び振替処理の内容確認は行われておらず、頻出する不自然な振替処理に気付くことができませんでした。

また、現金出納簿等に確認印が押印されておらず、改ざん資料への差し替え等が行われても確認ができない状態でした。

コ 例月出納検査の不備

監査委員事務局への例月出納検査資料提出に当たっては、会計課内の決裁を経て提出されますが、エクセルシートへの転記など、資料の表間突合等に主眼が置かれ、財務会計システムで出力した帳票の内容確認等は行われていませんでした。例月出納検査資料について、元職員の不正な処理により前月資料の月末残高と当月資料の月初残高が不一致となる場合がありましたが、例月出納検査において、前月からの増減分析等は行われておらず、当月分のみを確認していたため、改ざん等に気付くことができませんでした。

7 再発防止策

調査検証チームでは、令和2年5月から令和5年1月までの2年9か月という長期間にわたり、職員による公金詐取という非違行為を発生させてしまった原因に真摯に向き合い、組織として、二度とこのような不祥事を起こすことがないようにするためには、何をすべきか検討を行いました。

市民の皆様の信頼を回復するため、市長以下、職員一丸となり対策を進め、組織に定着させていかなければなりません。

(1) 不正を防止できる組織体制や執務環境の整備

ア 長期在籍等の防止

長期在籍に伴う影響力の増大を排除するため、特に会計課職員については、特定職員を長期間在籍させる事なく、一定期間での人事異動を実施します。

イ 正規職員の適正配置

特定の職員に業務内容や時間外勤務等が集中することがないよう、正規職員の配置に特に配慮します。

ウ配席の見直し

会計管理者の個室執務を見直すとともに、金融機関等の座席配置等を参考に、 監督者からパソコン端末の操作内容を確認することができるような座席配置への 見直しを行います。

エ 時間外勤務体制の見直し

夜間や休日などの時間外勤務については、業務内容を詳細に事前確認するとと もに、事後においては、業務結果の確認を行います。

オ 内部統制制度導入の検討

地方公共団体における内部統制制度については、地方自治法第150条の規定により、都道府県知事及び指定都市の市長には義務付けがされ、その他の市長村長には努力義務とされています。

内部統制の取組は、リスクを事前に洗い出し、組織的な議論を通じて評価を行い、対応策を講じるもので、事務の適正さを確保するための有用なツールです。

総務省が公表しているガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備を具体に検討していく必要があります。

(2)検査体制等の充実

ア 不正リスクに対応した検査の実施

不正が起こり得ることを前提として、会計課内の日々の確認や、例月出納検査 を実施します。

適正な確認・検査手法について、有識者から意見を聴取する等して、抜本的な事務の見直しを行います。また、検査の目的や必要性を職員が十分理解して取り組むよう指導・教育します。

イ 一定期間の業務離脱・不定期検査等の実施

一定期間業務を離脱させることや、日次・月次などの定期検査に加え、抜き打ち的な随時検査等を実施します。

また、担当業務を年度内に定期的にローテーションする等、内部けん制機能の強化を図ります。

ウ 権限の制限等

1人の職員が、支出書類の作成から支払い業務まで全てを行えるような権限を持たせないよう見直します。

エ 歳計外現金の管理体制の見直し

歳計外現金について、管理の主体を明確にし、会計課及び所管課における月次・年次等での残高確認を実施します。

オ 改ざん防止策の実施

資料等の差し替えができないよう、一部の項目を手書き処理とするなど、改ざ ん防止策を実施します。

カ 操作記録の保存

会計課端末の起動や操作内容、財務会計システムの操作内容の記録保存や、レジや金庫周辺に監視カメラを設置するなど、適宜、上司が確認できる体制を整備します。

(3) 職員の意識改革

ア 全職員に対する研修の充実

階層別研修や職場内研修の実施により、法令遵守、公務員倫理、服務規律を備

えた職員の育成を行います。

イ 公益通報や職員相談窓口の積極的な利用

職員の公益通報制度について周知啓発を行い、非違行為に対しては、適切に公 益通報を行うことができるよう職員の意識改革を行うとともに、公益通報以外に も事務の執行上で不安を感じたり、懸念を抱いた場合に、人事課に相談できるこ とを周知します。

8 関係者の処分等

本件に関する職員の処分等は次のとおりです

(1) 元職員

会計課主査 成田 憲俊 処分内容 懲戒免職 処分日 令和5年2月24日

(2) 関係職員

処分等日 令和5年4月20日

職名(当時)	理由等	処分等	期間
会計管理者兼会計課長 (令和4年度)	指導監督不適正	減給 1/10	3 か月
会計課長補佐兼会計係長 (令和2~4年度)	指導監督不適正	減給 1/10	3 か月
監査委員事務局長 (令和4年度)	不適正な事務処理	訓告	_
監査委員事務局次長 (令和4年度)	不適正な事務処理	訓告	_

なお、令和 2 · 3 年度の会計管理者兼会計課長は、退職しているため、 処分等の対象になりません。

9 市長等の自主的な給料減額

本事案については、現市長の就任前に発生したものですが、現在の行政のトップとして、市民に対する謝罪及び社会的信用の回復に資するため、市長の給料を自主的に減額(1/10、3 か月間)する条例案を令和5 年尾張旭市議会6 月定例会に提案する考えです。

なお、副市長についても、同様の対応をいたします。

10 損害賠償について

現在、損害賠償に向けての調整を顧問弁護士とともに、進めています。 多額の損害額となることから、関係法令に則り、慎重かつ適切に、また、毅然と して、対応していきます。

I 例月出納検査資料等における帳簿操作額(現金不足額)及び不正送金額等

(令和5年3月3日集計) (単位:円)

(13 / 14	(中和3年3月3日集計) (単位、円)				
	歳計外現金 操作額	歳計現金 操作額	帳票操作合計額 (現金不足額)	不正送金額	返金額
R2. 3	0	0	0	0	0
R2. 4	0	0	0	0	0
R2. 5	0	0	0	330, 000	△330, 000
R2. 6	△1, 590, 000	0	△1, 590, 000	1, 590, 000	0
R2. 7	△810, 000	0	△810, 000	810, 000	0
R2.8	△830, 000	0	△830, 000	830, 000	0
R2. 9	△856, 900	0	△856, 900	1, 106, 900	△250, 000
R2. 10	△1, 368, 000	0	△1, 368, 000	1, 368, 000	0
R2. 11	$\triangle 1,743,191$	0	$\triangle 1,743,191$	1, 743, 191	0
R2. 12	$\triangle 1, 312, 720$	0	△1, 312, 720	1, 312, 720	0
R3. 1	$\triangle 1,726,362$	0	$\triangle 1,726,362$	1, 726, 362	0
R3. 2	$\triangle 1,975,017$	0	$\triangle 1,975,017$	1, 975, 017	0
R3. 3	$\triangle 1,738,715$	0	$\triangle 1,738,715$	1, 738, 715	0
R3. 4	△980, 760	0	△980, 760	980, 760	0
R3. 5	△275, 000	0	△275, 000	275, 000	0
R3. 6	△766, 073	0	△766, 073	766, 073	0
R3. 7	△1, 408, 000	0	△1, 408, 000	1, 408, 000	0
R3. 8	$\triangle 2, 376, 550$	0	$\triangle 2, 376, 550$	2, 376, 550	0
R3. 9	△1, 359, 600	0	△1, 359, 600	1, 359, 600	0
R3. 10	△2, 027, 080	0	△2, 027, 080	2, 027, 080	0
R3. 11	△2, 201, 262	0	△2, 201, 262	2, 201, 262	0
R3. 12	△1, 532, 520	0	△1, 532, 520	1, 532, 520	0

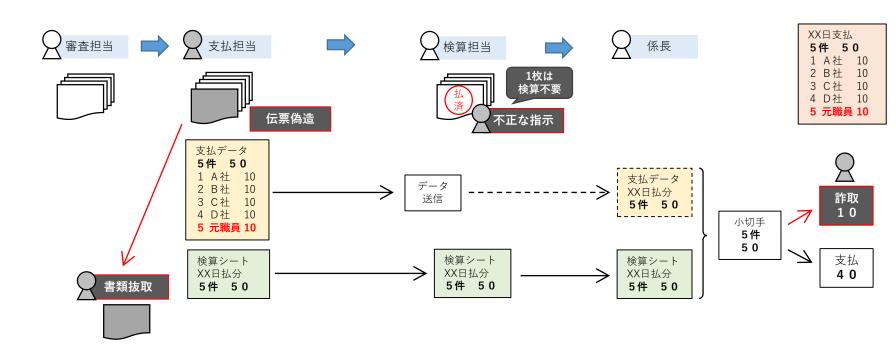
R4. 1	△850, 498	0	△850, 498	850, 498	0
R4. 2	△3, 247, 926	0	△3, 247, 926	3, 247, 926	0
R4. 3	△5, 546, 284	0	△5, 546, 284	5, 546, 284	0
R4. 4	△1,771,000	0	△1,771,000	1, 771, 000	0
R4. 5	△1, 880, 617	0	△1, 880, 617	1, 880, 617	0
R4. 6	△2, 136, 250	0	$\triangle 2, 136, 250$	2, 136, 250	0
R4. 7	$\triangle 1,742,895$	0	$\triangle 1,742,895$	1, 742, 895	0
R4.8	△2, 288, 068	0	△2, 288, 068	2, 288, 068	0
R4. 9	0	△1, 990, 838	△1, 990, 838	1, 990, 838	0
R4. 10	0	△2, 818, 180	△2, 818, 180	2, 818, 180	0
R4. 11	46, 341, 288	△49, 458, 347	△3, 117, 059	3, 117, 059	0
R4. 12	0	$\triangle 3, 251, 117$	$\triangle 3, 251, 117$	3, 251, 117	0
R5. 1	0		0	1, 048, 861	△1, 048, 861
計	0	△57, 518, 482	△57, 518, 482	59, 147, 343	△1, 628, 861

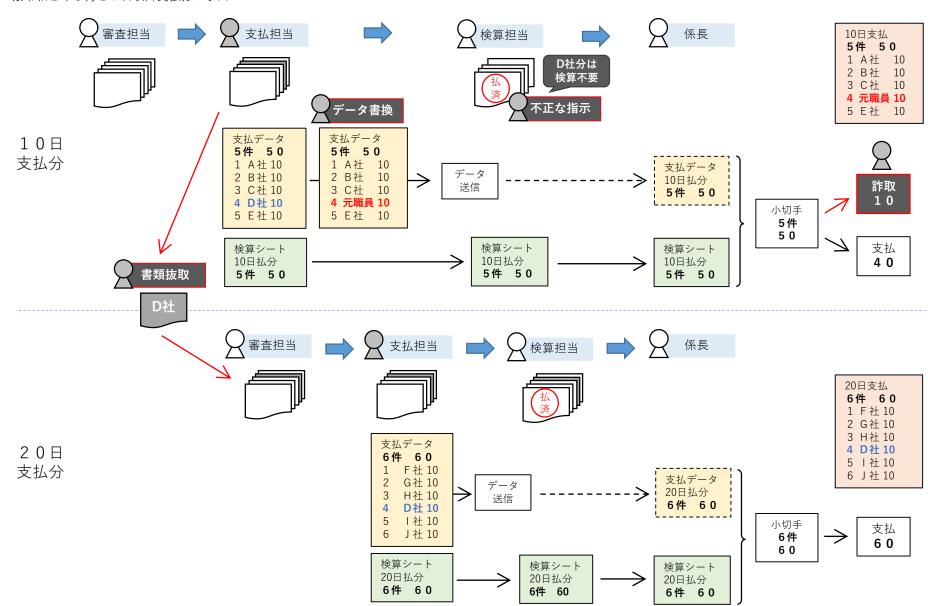
Ⅱ 不正の概略図

以下の手口は、調査検証チームの調査結果によるものです。

「架空の支出命令書を使用」した詐取の手口

※令和2年5月から令和2年9月10日支払分までの手口





 \sim

Ⅲ 尾張旭市職員の公金詐取に係る再発防止等検証会議及び調査検証チーム 名簿等

(1) 尾張旭市職員の公金詐取に係る再発防止等検証会議

区分	氏名	備考
有識者	辻 佳世子	弁護士
有識者	弦弓 貴徳	公認会計士
市職員	若杉 博之	総務部長
市職員	山本 智子	人事課長
市職員	森 朋宣	情報政策課長
市職員	大内裕之	総務課長
市職員	鈴木 清貴	財政課長
市職員	若杉 直樹	収納課長(R4 危機管理課長)

この会議は、附属機関等の基本的取扱いに関する要綱第2条第2号に規定する懇談会等です。

(2) 調査検証チーム

構成課
人事課
情報政策課
総務課
危機管理課
財政課